

発議案第 15 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 17 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 菅 野 文 男 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 高 橋 秀 行 |
|     | 同        | 大 澤 一 治 |
|     | 同        | 小 澤 宏 司 |
|     | 同        | 高 山 敏 朗 |
|     | 同        | 花 島 美 記 |
|     | 同        | 若 松 博   |

## 提案理由

国に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は国に対し、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

|         |
|---------|
| 内閣総理大臣様 |
| 総務大臣様   |
| 財務大臣様   |
| 文部科学大臣様 |